

平成22年度国家予算編成に関する指定都市市長会緊急意見

指定都市では、近年の社会情勢の変化に伴い、住民福祉の充実等の財政需要は増加の一途をたどっておりますが、これら大都市の財政需要に対する都市税源は不十分なうえ、昨年来の世界的な経済危機により、法人関係税が大幅に減少する等、極めて厳しい財政運営を強いられています。

こうした厳しい財政状況においても、指定都市は、圏域の中核都市として先駆的・先導的役割を果たし、国が掲げる地域主権を真っ先に体现すべき存在であります。そこで、平成22年度国家予算編成にあたって、指定都市は、権限移譲と税源移譲の一体的な実施による真の地域主権の実現に向け、以下のとおり要請します。

1 地方財政計画の策定の際には、必要な地方交付税の総額を確保すること

地方交付税は、地域社会に必要な不可欠な一定水準の公共サービスを提供するための地方固有の財源であり、国の歳出削減のみを目的とした削減は決して行わないこと。

大都市特有の財政需要を始め、地方の財政需要を的確に反映するとともに、概算要求で示された1兆円の増額はもとより、必要な地方交付税総額を確保すること。

その際、地方財源不足の解消は法定率引き上げにより対応すること。

2 新たな政策の実施にあたっては地方の財政的な負担や事務手続き上の過大な負担が生じないように、国の責任において措置すること また、地方への事業の移管を検討する場合には、必要な財源を税源移譲により確実に措置することとし、国の都合により施策を変更する際には、地方に新たな負担が生じないように制度設計すること

子ども手当の創設等国の責任において行うべき新たな政策を実施する際には、人件費など事務費用も含めて全額を国の負担とし、地方に財政的な負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

また、事業仕分けにおいて地方へ移管することとされたまちづくり関連事業等については、全ての地方公共団体に対して必要な財源を税源移譲により確実に措置すること。さらに、国がこれまで行ってきた施策を地方の実情を十分に踏まえることなく、廃止・変更することは、国の財政負担を地方へ転嫁することとなる。施策を変更する際には、地方に新たな負担が生じないように制度設計すること。

3 国直轄事業負担金のうち維持管理費等については、平成22年度から地方負担を廃止すること

国直轄事業負担金のうち修繕を含む維持管理費と事業の実施に直接必要とならない経費、国庫補助事業の補助対象と均衡を欠く部分については、平成22年度から地方負担を廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、必要経費を税源移譲により全額財源措置すること。

4 国庫補助事業・国直轄事業の見直しにあたっては、交付金の創設ではなく必要額全額の税源移譲を行うこと。また、導入する際においても、財政調整機能は地方交付税によること

公共事業について、既存の国庫補助事業及び国直轄事業を見直し、1.1兆円を超える交付金の創設が検討されているが、交付金による財政措置では、なお国の関与の継続が懸念されるため、地方が担うべき分野については、所要額を全額税源移譲すること。

やむを得ず、交付金を導入する際には、地方が必要とする財源を確保すること。また、自治体間の格差是正を交付金で行うことは不適切であり、財政調整機能は地方交付税によること。

5 自動車関係諸税の暫定税率の廃止に伴う新たな仕組みの導入にあたっては、全ての地方公共団体に対して確実に財源措置されるよう実施すること

自動車関係諸税の暫定税率の廃止に伴う新たな仕組みの導入にあたっては、これまで地方揮発油譲与税・軽油引取税交付金等が、地方一般財源として重要な役割を果たしていることを十分に考慮し、全ての地方公共団体に対して確実に財源が措置されるよう実施すること。

平成21年12月22日

指定都市市長会